

令和7年度管理業務主任者証の交付に係る講習テキスト

正誤表 (新旧対照表)

※下線部が訂正 (追加・削除含む) 箇所

正 (新)	誤 (旧)
P. 4 27 行目 (中略) ⑥法第 50 条に基づく届出の受理 (以下略)	P. 4 27 行目 (中略) ⑥法第 50 条に基づく受理 (以下略)
P. 6 12 行目付近 (中略) 法 56 条 1 項の規定により、事務所ごとに置かれる専任の管理業務主任者 (以下略)	P. 6 12 行目付近 (中略) 法 56 条 1 項の規定により、 <u>2 号</u> の事務所ごとに置かれる専任の管理業務主任者 (以下略)
P. 7 16 行目 (中略) 氏名、生年月日及び住所を証明する書類を提出させることができる。(以下略)	P. 7 16 行目 (中略) 氏名、生年月日及び住所を証明する書面を提出させることができる。(以下略)
P. 8 17 行目付近 (中略) 成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で (以下略)	P. 8 17 行目付近 (中略) 成年者と同一の能力を有しない未成年者で (以下略)
P. 8 21 行目付近 (中略) 事業活動を支配する者 (以下略)	P. 8 21 行目付近 (中略) 事業活動を支配する <u>もの</u> (以下略)
P. 14 25 行目付近 (中略) 修繕積立金等金銭の返済債務を負うこととなったときに当該第三者がその返済債務を保証することを内容とする契約であり、 (以下略)	P. 14 25 行目付近 (中略) 修繕積立金等金銭の返済債務を負うこととなったときに当該第三者がその返済義務を負うこととなったときに当該第三者がその返済債務を保証することを内容とする契約であり、 (以下略)
P. 15 27 行目 3. 契約の成立時の書面の交付について (法第 73 条) (1) 保証契約について (以下略)	P. 15 27 行目 3. 契約の成立時の書面の交付について (法第 73 条) (1) 保証契約について (以下略)
P. 20 下から 2 行目 4. 両罰規定 (法 111 条) (以下略)	P. 20 下から 2 行目 4. 両罰規定 (法 112 条) (以下略)
P. 30 下から 3 行目 ① 法第 72 条第 2 項及び第 3 項の書面に、必要な重要事項の一部を記載せず、 (以下略)	P. 30 下から 3 行目 ① 法第 72 条第 2 項及び第 3 項の書面に、必要な事項の一部を記載せず、 (以下略)
P. 34 3 行目 (表の右欄) 業務停止処分 30 日	P. 34 3 行目 (表の右欄) 業務停止期間 30 日
P. 34 17 行目付近 (中略) 規則第 88 条又は第 89 条第 1 項の管理事務報告書に、必要な事項の一部を記載せず、 (以下略)	P. 34 17 行目付近 (中略) 規則第 88 条又は第 89 条第 1 項の管理事務報告書において、必要な事項の一部を記載せず、 (以下略)
P. 37 6 行目付近 (中略) 登録を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、住民基本台帳法第 30 条の 9 の規定によるその提供を受けることができないときは、 (以下略)	P. 37 6 行目付近 (中略) 登録を受けようとする者に係る本人確認情報について、住民基本台帳法第 30 条の 7 第 3 項の規定によるその提供を受けることができないときは、 (以下略)
P. 37 12 行目 6 (中略) 実務の経験を有するものであることを証する書面及び第 3 項第 3 号の誓約書の様式は、 (以下略)	P. 37 12 行目 6 (中略) 実務の経験を有するものであることを証する書面及び第 3 項第 4 号の誓約書の様式は、 (以下略)
P. 40 下から 5 行目 (中略) 成立時の書面における記名、管理事務の報告等である。 (以下略)	P. 40 下から 5 行目 (中略) 成立時の書面における記名押印、管理事務の報告等である。 (以下略)
P. 44 20 行目付近 (中略) マンションの管理の状況について前条第 1 項各号に掲げる事項 (以下略)	P. 44 20 行目付近 (中略) マンションの管理の状況について前条各号に掲げる事項 (以下略)
P. 50 8 行目付近 (中略) 一人でもオンライン参加ができない (以下略)	P. 50 8 行目付近 (中略) 一人でもオンライン参加ができない (以下略)
P. 98 14 行目 (中略) すなわち、賃貸住宅のオーナーと (以下略)	P. 98 14 行目 (中略) すなわち、賃貸住宅のオーナーと (以下略)